

最低賃金額と生活保護費の比較(令和5年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一扶助費）＋住宅扶助）（※）	最低賃金（令和3年度） ×173.8×0.816	最低賃金（令和4年度） ×173.8×0.816
北海道	105,252	126,079	130,475
青森	96,507	116,577	120,973
岩手	93,911	116,435	121,115
宮城	100,317	120,973	125,228
秋田	94,705	116,577	120,973
山形	95,708	116,577	121,115
福島	93,363	117,428	121,682
茨城	93,491	124,660	129,199
栃木	97,501	125,086	129,482
群馬	95,990	122,675	126,930
埼玉県	111,424	135,581	139,977
千葉県	108,528	135,155	139,552
東京都	122,706	147,635	152,032
神奈川県	118,601	147,494	151,890
新潟	97,779	121,824	126,221
富山	92,834	124,377	128,773
石川	96,620	122,108	126,362
福井	93,262	121,682	125,937
山梨	91,334	122,817	127,355
長野	94,785	124,377	128,773
岐阜	96,351	124,802	129,057
静岡県	101,493	129,482	133,879
愛知県	103,256	135,439	139,835
三重	94,085	127,922	132,319
滋賀	97,975	127,071	131,468
京都	109,093	132,886	137,283
大阪	111,627	140,686	145,083
兵庫県	107,808	131,610	136,148
奈良	97,219	122,817	127,071
和歌山	94,211	121,824	126,079
鳥取	93,412	116,435	121,115
島根	90,458	116,860	121,540
岡山	99,239	122,250	126,504
広島	103,296	127,497	131,893
山口	91,169	121,540	125,937
徳島	87,915	116,860	121,257
香川	94,512	120,264	124,519
愛媛	95,746	116,435	120,973
高知	92,074	116,293	120,973
福岡	98,553	123,384	127,639
佐賀	90,381	116,435	120,973
長崎	93,045	116,435	120,973
熊本	92,055	116,435	120,973
大分	91,355	116,577	121,115
宮崎	91,341	116,435	120,973
鹿児島	90,860	116,435	120,973
沖縄	94,677	116,293	120,973

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護と最低賃金との比較について〔令和5年度〕

令和2年10月の生活扶助基準改定を反映

I 前提

- 若年単身 (生活扶助基準では18～19歳・単身)
- 生活扶助基準額等

第1類費及び第2類費 合算基準額 (円)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940	
第2類費冬季加算VI区 (円) 〔11月から3月〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
			2,630		2,630	2,630	
期末一時扶助費 (円) 〔12月のみ〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970	
住宅扶助実績値 (円)	鹿児島市		鹿児島市以外				
	25,925.9		12,853.1				
県内級地別人口 (人)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	計
	0	0	593,128	0	725,190	269,938	1,588,256

* 令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口

II 生活保護

1 人口加重平均

(1)生活扶助基準

①第1類費及び第2類費 合算基準額

$$\frac{(\text{71,460円} \times \text{593,128人}) + (\text{68,430円} \times \text{725,190人}) + (\text{66,940円} \times \text{269,938人})}{\text{1,588,256人}}$$

$$= \text{69,308.30円} \dots \text{①}$$

②第2類費 冬季加算(1か月平均)

級地別の冬季加算(1か月平均)

2級地-1	:	$\frac{\text{2,630円}}{5} \div 12月 = \text{1,095.83円}$
3級地-1	:	$\frac{\text{2,630円}}{5} \div 12月 = \text{1,095.83円}$
3級地-2	:	$\frac{\text{2,630円}}{5} \div 12月 = \text{1,095.83円}$

$$\frac{(\text{1,095.83円} \times \text{593,128人}) + (\text{1,095.83円} \times \text{725,190人}) + (\text{1,095.83円} \times \text{269,938人})}{\text{1,588,256人}}$$

$$= \text{1,095.83円} \dots \text{②}$$

③期末一時扶助費(1か月平均)

級地別の期末一時扶助費(1か月平均)

2級地-1	:	$\frac{\text{12,880円}}{12月} = \text{1,073.33円}$
3級地-1	:	$\frac{\text{11,610円}}{12月} = \text{967.50円}$
3級地-2	:	$\frac{\text{10,970円}}{12月} = \text{914.17円}$

$$\frac{(\text{1,073.33円} \times \text{593,128人}) + (\text{967.50円} \times \text{725,190人}) + (\text{914.17円} \times \text{269,938人})}{\text{1,588,256人}}$$

$$= \text{997.96円} \dots \text{③}$$

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)

$$= \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$= \text{69,308.30円} + \text{1,095.83円} + \text{997.96円}$$

$$= \text{71,402.10円}$$

(2)住宅扶助

住宅扶助実績値

被保護者世帯	鹿児島市	9,572 世帯
	鹿児島県(鹿児島市を除く)	9,373 世帯
	合計	18,945 世帯
住宅扶助実績値	鹿児島市	25,925.9 円
	鹿児島県(鹿児島市を除く)	12,853.1 円

*1 「2021年度被保護者調査 年次調査(個別調査)」第3-10表により示される鹿児島市、鹿児島県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たりの住宅扶助の値

*2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$\frac{(25,925.9 \text{ 円} \times 9,572 \text{ 世帯} + 12,853.1 \text{ 円} \times 9,373 \text{ 世帯})}{18,945 \text{ 世帯}} = 19,458.16 \text{ 円}$$

(3)生活扶助基準+住宅扶助

以上の(1)及び(2)より、

●生活扶助基準+住宅扶助実績値 = 71,402.10 円 + 19,458.16 円 = 90,860 円
(1円未満四捨五入)

Ⅲ 最低賃金との比較

1 最低賃金額

鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間	1か月の収入円	手取額
3年	821 円	時間	円	円
		173.8時間	142,690円	116,435円
4年	853 円	時間	円	円
		173.8時間	148,251円	120,973円

【1か月労働時間】
173.8時間=365日÷7日×40時間÷12ヶ月

【手取額】
1か月の収入に税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率を乗じたもの。
時間額820円で173.8時間働いた場合・・・0.816

2 最低賃金額との比較

生活保護①		鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間②	手取額③	1か月差額④ (①-③)	1時間差額 (④÷②÷0.817) 引上げ額
生活扶助基準額 + 住宅扶助 実績値	90,860 円	3年	821 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	116,435 円	▲ 25,575円	▲ 181 円
		4年	853 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	120,973 円	▲ 30,113円	▲ 213 円
			円	円	円	円	
			円	時間	円	円	円

級 地 別 人 口

(令和2年国勢調査から)

級地の別	市町村名	令和2年国勢調査時の市町村名	令和2年の人口 (人)
	46 鹿 児 島 県	Kagoshima-ken	1,588,256

2級地-1	鹿児島市	201	鹿 児 島 市 Kagoshima-shi	593,128
2級地-1 の計⇒				593,128

3級地-1	鹿屋市	203	鹿 屋 市 Kanoya-shi	101,096
	枕崎市	204	枕 崎 市 Makurazaki-shi	20,033
	阿久根市	206	阿 久 根 市 Akune-shi	19,270
	出水市	208	出 水 市 Izumi-shi	51,994
	指宿市	210	指 宿 市 Ibusuki-shi	39,011
	西之表市	213	西 之 表 市 Nishinoomote-shi	14,708
	垂水市	214	垂 水 市 Tarumizu-shi	13,819
	薩摩川内市	215	薩 摩 川 内 市 Satsumasendai-shi	92,403
	日置市	216	日 置 市 Hioki-shi	47,153
	霧島市	218	霧 島 市 Kirishima-shi	123,135
	いちき串木野市	219	い ち き 串 木 野 市 Ichikikushikino-shi	27,490
	南さつま市	220	南 さ つ ま 市 Minamisatsuma-shi	32,887
	奄美市	222	奄 美 市 Amami-shi	41,390
	伊佐市	224	伊 佐 市 Isa-shi	24,453
始良市	225	始 良 市 Aira-shi	76,348	
3級地-1 の計⇒				725,190

3級地-2	曾於市	217	曾 於 市 So-shi	33,310
	志布志市	221	志 布 志 市 Shibushi-shi	29,329
	南九州市	223	南 九 州 市 Minamikyusyu-shi	33,080
	三島村	303	三 島 村 Mishima-mura	405
	十島村	304	十 島 村 Toshima-mura	740
	さつま町	392	さ つ ま 町 Satsuma-cho	20,243
	長島町	404	長 島 町 Nagashima-cho	9,705
	湧水町	452	湧 水 町 Yusui-cho	9,119
	大崎町	468	大 崎 町 Osaki-cho	12,385
	東串良町	482	東 串 良 町 Higashikushira-cho	6,237
	錦江町	490	錦 江 町 Kinko-cho	6,944
	南大隅町	491	南 大 隅 町 Minamiosumi-cho	6,481
	肝付町	492	肝 付 町 Kimotsuki-cho	14,227
	中種子町	501	中 種 子 町 Nakatane-cho	7,539
	南種子町	502	南 種 子 町 Minamitane-cho	5,445
	屋久島町	505	屋 久 島 町 Yakushima-cho	11,858
	大和村	523	大 和 村 Yamato-son	1,364
	宇検村	524	宇 検 村 Uken-son	1,621
	瀬戸内町	525	瀬 戸 内 町 Setouchi-cho	8,546
	龍郷町	527	龍 郷 町 Tatsugo-cho	5,817
	喜界町	529	喜 界 町 Kikai-cho	6,629
	徳之島町	530	徳 之 島 町 Tokunoshima-cho	10,147
	天城町	531	天 城 町 Amagi-cho	5,517
	伊仙町	532	伊 仙 町 Isen-cho	6,139
	和泊町	533	和 泊 町 Wadomari-cho	6,246
	知名町	534	知 名 町 China-cho	5,750
	与論町	535	与 論 町 Yoron-cho	5,115
	3級地-2 の計⇒			

級地ごとの合計⇒	1,588,256
----------	-----------

生活扶助基準額（令和 2 年 10 月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19 歳 1 人	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940

※令和 2 年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・ 1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・ 1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・ 1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・ 1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・ 1 人	2,630	11 月から 3 月まで

(冬季加算地区区分)

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970